

# 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

東京都では、フロン排出削減とHTT・脱炭素化を推進するため「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成します。

## 対象となる機器

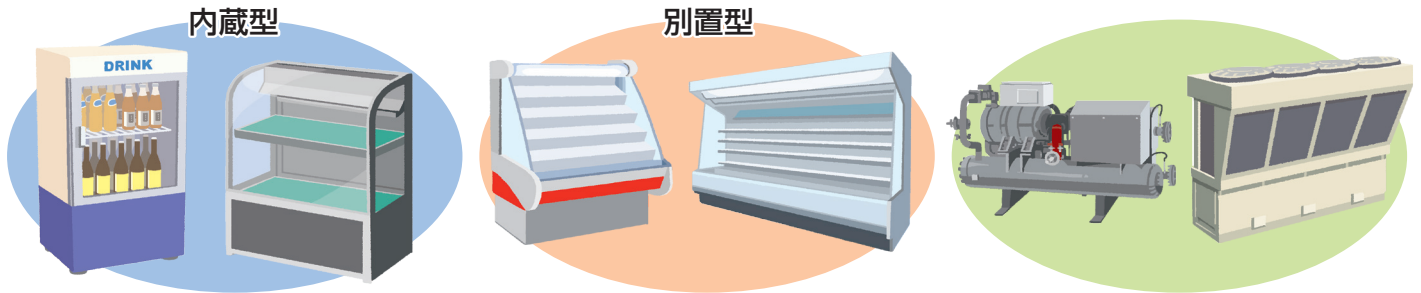
省エネ型ノンフロン機器のうち、次に掲げるもの

- ① 冷凍冷蔵ショーケース(内蔵型・別置型)
- ② 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット
- ③ 冷凍冷蔵ユニット(車載用、船舶用又は輸送用を除く。)

※②・③は、圧縮機に用いられる原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。

冷凍冷蔵ショーケース

冷凍冷蔵用/空調用チリングユニット




※対象となる機器には各種要件がございます。詳細は交付要綱等をご確認ください。

## 助成率・上限額

助成率：対象経費の1/2  
 上限額：1,600万円/台  
 3,000万円/事業者

### 助成例

内蔵型ショーケースと別置型ショーケースを導入した場合

対象経費 内蔵型ショーケース 100万×4台 別置型ショーケース 3,200万円×1台 計3,600万円	対象経費の <b>1/2</b> を助成	助成金 1800万円
		自己負担 1800万円

## 助成対象事業者

都内で事業所を所有・使用している中小企業者又は個人事業主

※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。

※事業の詳細は、裏面または当事業HPに掲載している交付要綱等をご確認ください。

## 助成対象事業者

中小企業者及び個人事業主(リースを行う場合も含む。)

※ 冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。

## 助成金の額

助成率：助成対象経費の2分の1

上限額：1,600万円／台、3,000万円／事業者

※ 国等の補助がある場合は、その額を除く。

## 助成対象経費

助成対象機器の購入費、運搬据付費及び工事費

(内蔵型ショーケースの工事費は対象外)

## 助成条件

- ・ 都内の事業所に導入されること。
- ・ 新品であること。
- ・ フロンを含む機器を撤去する場合には、法に基づき適切に処理すること。
- ・ 機器の導入後、東京都が行う調査等に協力できること。

## 事業期間

令和4年度から令和6年度まで(助成金の申請は令和5年度まで)

※ 予算の限度額に達した時点で、受付を終了します。

## 予算額

約3.6億円

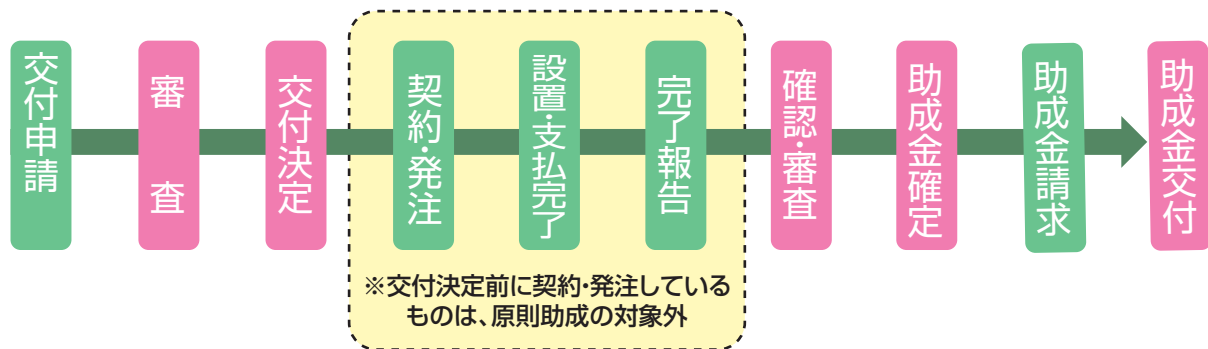
## 申請方法

申請書類は、Eメールまたは郵送にてご提出ください

※ 郵送の場合は簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

## 助成金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は公社が実施します。



事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/nonfuron>

クールネット ノンフロン



クール・ネット東京  
東京都地球温暖化防止活動推進センター

公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

事業支援チーム 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業 ヘルプデスク(クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階

お問い合わせ ☎ :03(5990)5088 【受付時間:平日9:00~12:00 13:00~17:00】

HP: <https://www.tokyo-co2down.jp/> E-mail : [cnt-nonfuron@tokyokankyo.jp](mailto:cnt-nonfuron@tokyokankyo.jp)